

平成13年12月27日

「建築士継続能力開発システム中間報告について」及び  
「建築士継続能力開発システム（案）について」の意見

社団法人日本建築士事務所協会連合会

(1) 更新制の導入

建築士事務所の登録に際しては、管理建築士を置くことが登録の要件とされており、建築士事務所登録が5年更新であることから、管理建築士については実質的に更新制となっているので、少なくとも現に管理建築士である者又は管理建築士を志す者に対しては建築士事務所登録時又は更新時の直近5年間に所用の継続職能開発を法律で義務づけるべきである。

(2) 建築士法第22条第2項の積極的活用

建築士法第22条第2項では「国土交通大臣及び都道府県知事は、設計及び工事監理に必要な知識及び技能の維持向上を図るため、必要に応じ、講習の実施、資料の提供その他の措置を講ずるものとする」と規定されているが、現在まで指定講習の指定等の措置が講じられているにすぎない。

国土交通大臣及び都道府県知事が指定講習の指定を含む包括的な建築士継続職能開発方針及び計画（仮称）のようなものを定めて公表し、建築士の継続職能開発を促進することが重要である。